

企業版ふるさと納税のお願い

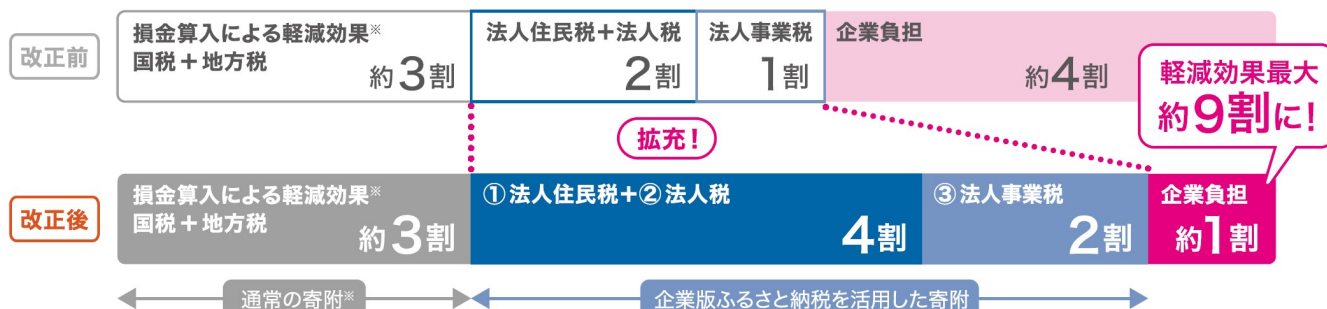
企業版ふるさと納税 (地方創生応援税制)とは

前橋市が行う地方創生の取組に対して寄附いただいた場合、法人関係税を税額控除するものです。税額控除のメリットを受けながら、貴社のお力を前橋市にお貸しいただけませんか。

寄附いただく

メリット 1 税額控除

控除のイメージ図



税目ごとの 特例措置

- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

例) 100万円寄附の場合、最大約90万円が控除されます

- ① 損金算入分 3割
- ② 法人住民税・法人税 4割
- ③ 法人事業税 2割

実質的な
企業負担は
1割
となります

寄附いただく

メリット 2 P R 効果

前橋市への寄附をととした社会貢献活動により、企業としてのP R効果が得られます。



寄附いただいた取組は前橋市のHP等に掲載し、紹介させていただきます。

その他要件

- 寄附額の限度
 - ・ 下限10万円
- 原則、寄附していただいた年度の事業に使わせていただきます。
- その他
 - ・ 寄附企業への経済的な見返りは禁止(見返りとしての補助金など)されています。
 - ・ 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象外です。

寄附イメージ



前橋市の地方創生事業について詳しくは、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

企業版ふるさと納税の期間延長について

2027年度まで3年間延長

2025年度税制改正大綱から、企業版ふるさと納税は2027年度まで3年間延長される見通しです。

前橋市の地方創生事業例（このほかにも、様々な事業があります）

【給食費無償化事業】



市立小・中学校及び特別支援学校を対象とした学校給食費の無償化を実施。

【動物愛護・管理推進事業】



保護した犬猫の健全な飼養環境を整備し、動物との共生社会を推進するため、現在の保健所動物棟を増築します。

【赤城の恵ブランド推進事業】



前橋市独自基準により認証された「赤城の恵ブランド」をPRし前橋産農林水産物の地産地消や販路・消費拡大に繋げる事業です。

【こどもフードパントリー事業】



子育て中のひとり親世帯を対象に、食品や日用品を配送し、その後の必要な支援に繋げる事業です。

「人材派遣型」も創設されています

企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、寄附企業の人材を、

▶ 寄附活用事業に従事する**地方公共団体の職員として任用する場合**

▶ **地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものに採用する場合**

に人件費相当額を含む寄附額の最大約9割に税の軽減効果を受けることができます。

詳細は
お問い合わせ
ください

寄附・問い合わせ先

前橋市役所 広報ブランド戦略課

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

電話：027-898-6641 E-Mail：furusato@city.maebashi.gunma.jp

H P：https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi_tetsuzuki/6/3/46257.html

詳細は市HPにて
ご確認ください

